地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令

政令第二百八十二号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「宇都宮市」の下に「、前橋市」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月十一日

総務大臣　原口一博
財務大臣　藤井裕久
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百八十三号

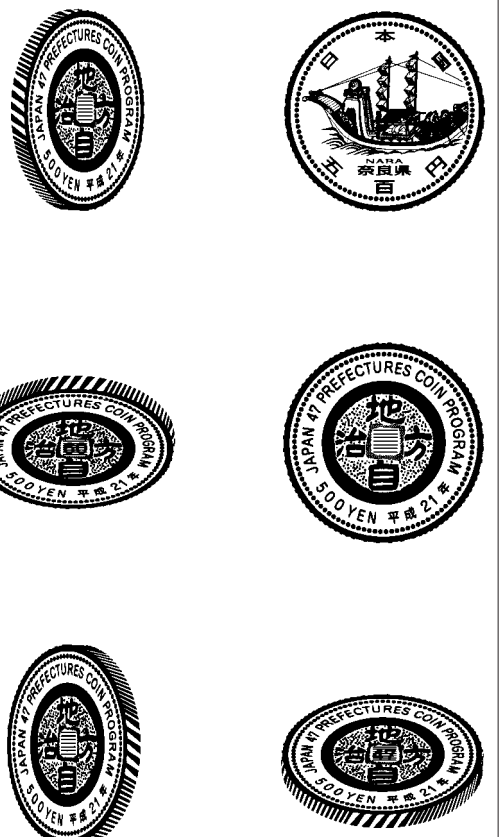
通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項及び第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号中

「

形式	直径
	二十六・五ミリメートル

」

を

内閣総理大臣　鳩山由紀夫